

地域建設業経営強化融資制度及び公共工事代金債権信託制度の導入について

八王子市（以下「市」という。）では、工事請負契約を締結した中小・中堅元請建設企業（以下「元請企業」という。）の資金調達の円滑化と下請保護を図るため、下請セーフティネット債務保証事業（工事代金債権の譲渡を活用した融資制度）を導入していますが、このたび、元請企業の経営支援を拡充するための地域建設業経営強化融資制度及び公共工事代金債権信託制度の2つの制度を導入いたします。

1 制度の概要

(1) 地域建設業経営強化融資制度

- ① 市から公共工事を受注・施工している元請企業が、市の承諾を得て当該未完成工事に係る請負代金債権を事業協同組合等又は一定の民間事業者へ譲渡し、これを担保に同組合等から低利率の融資を受けることができる制度。
- ② これに加え、出来高を超える部分についても、保証事業会社の金融保証によって、金融機関からの融資が受けやすくなる。

(2) 公共工事代金債権信託制度

市から公共工事を受注・施工している元請企業が、市の承諾を得て当該未完成工事に係る請負代金債権をきらぼし銀行に譲渡することにより、同行から運転資金を調達することができる制度。

本制度により元請企業は、工事完成前に債権を現金化することが可能となり、下請企業への工事代金の支払など下請への一層の保護のほか、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができる。

2 主な利用条件

(1) 地域建設業経営強化融資制度

① 利用できる元請企業

市から請負った対象工事を現在施工中の元請企業

② 対象工事

- ア. 請負金額が1,000万円以上であること。
- イ. 工事の進捗率が、全体の2分の1以上であること。
- ウ. 債権譲渡の承諾に係る年度内に完了することが見込まれること。
- エ. 履行期限まで2週間以上あること。

③ 対象となる組合等

(一財)建設業振興基金から債務保証を認められた事業共同組合、建設業団体等、及び一定の民間事業者

(2)公共工事代金債権信託制度

①利用できる元請企業

- ア. 市から請負った対象工事を現在施工中の元請企業
- イ. 過去2年間工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。

②対象工事

- ア. 請負金額が1,000万円以上であること。
- イ. 工事の進捗状況が、前金払等の相当割合を概ね超えていること。
- ウ. 履行期限まで2週間以上あること。

3 導入年月日等

平成22年4月1日から導入。ただし、地域建設業経営強化融資制度については、令和8年3月末日までの間に限り適用する。

※地域建設業経営強化融資制度は、令和3年4月1日付けで令和8年3月末日まで延長となりました。

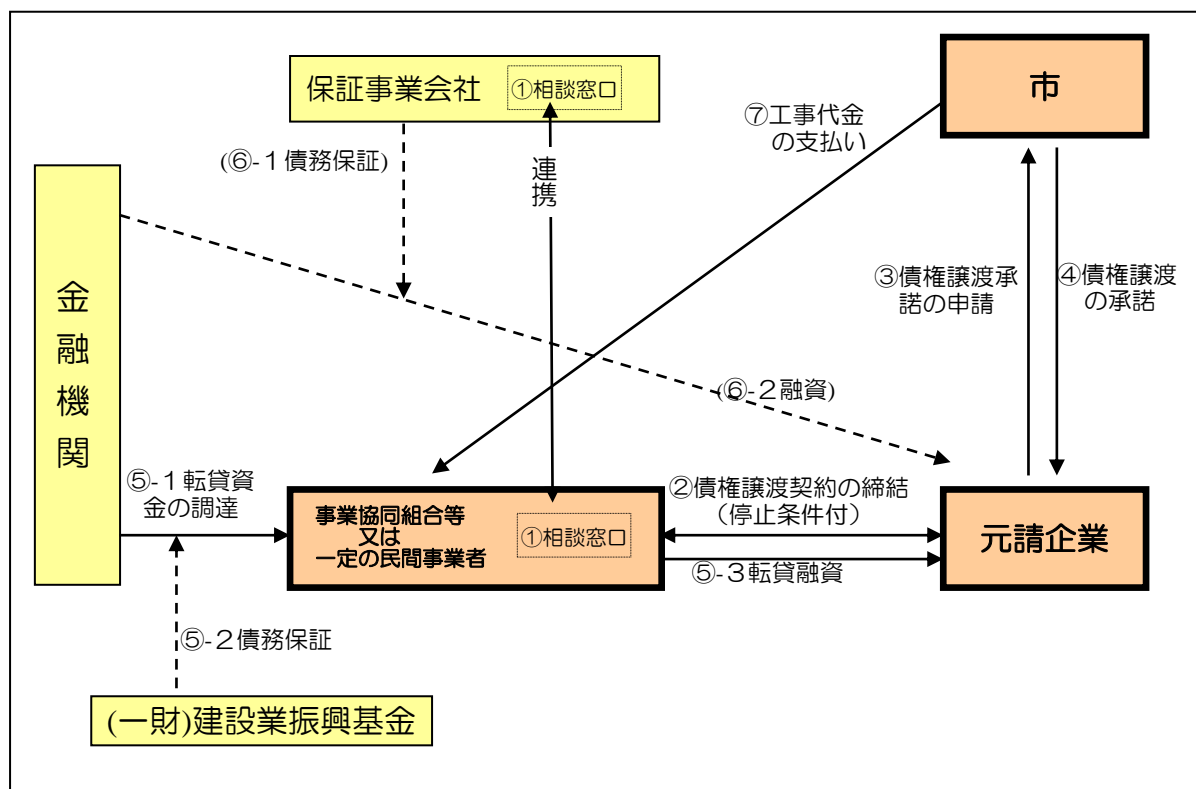
4 制度の流れ

地域建設業経営強化融資制度・・・別紙①のとおり
公共工事代金債権信託制度・・・別紙②のとおり

<問い合わせ・申請窓口>

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市契約資産部契約課工事契約担当
TEL 042-620-7215 FAX 042-626-4133

地域建設業経営強化融資制度フロー図



◎手続きの流れ

1. 本制度の利用を希望する元請企業は、あらかじめ事業協同組合等（一定の民間事業者）、保証事業会社のいずれかに相談します。
2. そして、事業協同組合等（一定の民間事業者）との間で、市の承諾を条件とした債権譲渡契約（停止条件付）を締結します。
3. 次に、元請企業と事業協同組合等との連名で、市に債権譲渡承諾の申請を行います。
4. これに対し、市は債権譲渡の承諾（又は不承諾）の通知を行います。
5. 事業協同組合等は、元請企業に対し、譲渡された債権を担保として、出来高の範囲内で転貸融資を行います。
6. 元請企業は、前払金の支払を受けた工事について出来高を超える部分についても融資を望む場合は、保証事業会社の債務保証を得て金融機関から融資を受けます。
7. 市は、工事完成後、債権譲受人である事業協同組合等（一定の民間事業者）に対し工事代金を支払います。

公共工事代金債権信託制度 フロー図

